

令和8年2月20日提出

令和8年3月那須塩原市議会
定例會議議案

那須塩原市

令和8年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第1号	那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部
同意第2号	那須塩原市教育委員会委員の任命について	総務部
議案第1号	那須塩原市印鑑条例の一部改正について	市民生活部
議案第2号	那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について	保健福祉部
議案第3号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	建設部
議案第4号	那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正について	総務部
議案第5号	那須塩原市介護保険条例の一部改正について	保健福祉部
議案第6号	那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	保健福祉部
議案第7号	那須塩原市火入れに関する条例の一部改正について	産業観光部
議案第8号	那須塩原市営住宅条例の一部改正について	建設部
議案第9号	那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	上下水道部
議案第10号	那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について	総務部
議案第11号	那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総務部
議案第12号	令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）	総務部
議案第13号	令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	保健福祉部
議案第14号	令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	保健福祉部
議案第15号	令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）	保健福祉部
議案第16号	令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第4号）	産業観光部
議案第17号	令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第5号）	上下水道部
議案第18号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第5号）	上下水道部
議案第19号	令和8年度那須塩原市一般会計予算	総務部
議案第20号	令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算	保健福祉部
議案第21号	令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算	保健福祉部
議案第22号	令和8年度那須塩原市介護保険特別会計予算	保健福祉部
議案第23号	令和8年度那須塩原市温泉事業特別会計予算	産業観光部
議案第24号	令和8年度那須塩原市墓地事業特別会計予算	環境戦略部
議案第25号	令和8年度那須塩原市水道事業会計予算	上下水道部
議案第26号	令和8年度那須塩原市下水道事業会計予算	上下水道部
議案第27号	財産を支払手段として使用することについて	総務部
議案第28号	那須塩原駅周辺まちづくり基本計画の策定について	企画部
議案第29号	第2期那須塩原市環境基本計画の改定について	環境戦略部
議案第30号	大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について	上下水道部

報告第1号	専決処分の報告について〔令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）〕	総務部
報告第2号	専決処分の報告について〔契約の変更〕	教育部
報告第3号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	産業観光部

同意 第1号

那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を那須塩原市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住所

氏名 白井 郁男

生年月日

住所

氏名 印南 良夫

生年月日

住所

氏名 市村 英雄

生年月日

同意 第2号

那須塩原市教育委員会委員の任命について

次の者を那須塩原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住所

氏名 鈴木 直幸

生年月日

議案 第1号

那須塩原市印鑑条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市印鑑条例の一部を改正する条例

那須塩原市印鑑条例（平成17年那須塩原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「住民基本台帳カード又は」、「那須塩原市住民基本台帳カード利用条例（平成25年那須塩原市条例第2号）第3条第1項の規定による申請又は」、「これらを」及び「、住民基本台帳カードを提出した者に対しては印鑑の登録を受けている旨を記録した住民基本台帳カード（以下「住基カード兼印鑑登録証」という。）を直接交付し、個人番号カードを提出した者に対しては」を削り、同項第2項中「住基カード兼印鑑登録証又は」を削り、同項第3項中「住基カード兼印鑑登録証又は」及び「当該住基カード兼印鑑登録証又は」を削る。

第10条第1項中「住基カード兼印鑑登録証」の次に「（那須塩原市住民基本台帳カード利用条例（平成25年那須塩原市条例第2号）附則第4項の規定による失効前の同条例第3条第1項の規定による申請があり、印鑑登録証に代えて交付した印鑑の登録を受けている旨を記録した住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）」を加える。

第16条中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の那須塩原市印鑑条例第8条第1項の規定により交付されている印鑑の登録を受けている旨を記録した住民基本台帳カードについては、印鑑登録証として、なお効力を有する。この場合において、改正後の那須塩原市印鑑条例第8条第3項中「前2項の規定により個人番号カード兼印鑑登録証」とあるのは「令和8年条例第　　号による改正前の第8条第1項の規定により交付された印鑑の登録を受けている旨を記録した住民基本台帳カード（以下「住基カード兼印鑑登録証」という。）」と、「当該個人番号カード兼印鑑登録証」とあるのは「当該住基カード兼印鑑登録証」と読み替えるものとする。

議案 第2号

那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」とい

う。) 第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第5条第1号中「及び第23条第1項」を「、第15条及び第27条第1項」に、「及び同項」を「、第15条及び第27条第1項」に改める。

第29条を第34条とする。

第28条中「規則で」を削り、同条を第33条とし、第27条を第32条とし、第26条の2を第31条とし、第26条を第30条とし、第25条を第29条とする。

第24条中「第26条第1項」を「第30条第1項」に、「第3条及び」を「第3条、第6条、第9条及び第12条並びに」に、「第24条」を「第28条」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項中「基礎課税額から」の次に「それぞれ当該各号の」を加え、「65万円」を「66万円」に改め、「後期高齢者支援金等課税額から」の次に「それぞれ当該各号の」を加え、「24万円」を「26万円」に改め、同条を第27条とする。

第22条第1項中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1号中「第16条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第25条とし、第16条から第20条までを4条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第23条」を「第27条」に改め、同条を第19条とし、第14条を第18条とする。

第13条中「第16条、第20条及び第21条」を「第20条、第24条及び第25条」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)
第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均

等割額)

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

附則第2項中「第23条」を「第27条」に改める。

附則第3項から附則第9項までの規定中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附則第10項及び附則第11項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附則第12項及び附則第13項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附則第14項中「第27条第1項第2号」を「第32条第1項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案 第3号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2マンションの建替えに係る容積率の特例許可審査手数料の項中「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第4号

那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那須塩原市行政財産使用料条例（平成17年那須塩原市条例第69号）の一部を
次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第6条」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第5号

那須塩原市介護保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市介護保険条例（平成17年那須塩原市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第9条第6号ア中「いう。」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。）」を加える。

第15条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、減免すべき事由があることが明らかであると特に認める場合は、前項の規定による申請を省略し、職権により介護保険料を減免することができる。

附則第6項の前の見出し並びに同項及び第7項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

2 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の同年度における保険料率の算定についての改正後の那須塩原市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第9条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての改正後の条例第9条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号

ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。) の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)」とする。

- 4 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての改正後の条例第9条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算

した金額に 65万円から同年給与所得控除額（同年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

5 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての改正後の条例第9条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い那須塩原市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い那須塩原市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

6 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての改正後の条例第9条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和7年度非課税者に係る特例減免)

7 市長は、第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定について、当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに次の各号のいずれにも該当する者があるときは、当該第1号被保険者の同年度分の保険料を、当該該当する者を同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者とみなして同年度分の保険料率を算定して得た額まで減額することができる。

- (1) 令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であること。
- (2) 前2項又は介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）による改正後の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第25条の規定により、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者であること。

(経過措置)

8 この条例の施行の際現に改正前の那須塩原市介護保険条例附則第6項の規定により行われている介護保険料の減免については、この条例の施行後も、なお効力を有する。

議案 第6号

那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和7年那須塩原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（基準省令によらない場合）」に改め、同条中「前条において」を「前条の規定にかかわらず」に改め、「第181条第2項」の次に「の規定」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、基準省令第88条、第108条、第129条、第

157条、第169条及び第182条の規定中「2月」とあるのは、「3月」とする。

(那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和7年那須塩原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（基準省令によらない場合）」に改め、同条中「において」を「の規定にかかわらず」に改め、「第84条第2項」の後に「の規定」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、基準省令第64条及び第85条の規定中「2月」とあるのは、「3月」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第7号

那須塩原市火入れに関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市火入れに関する条例（平成17年那須塩原市条例第166号）の一部
を次のように改正する。

第14条中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第8号

那須塩原市営住宅条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市営住宅条例の一部を改正する条例

那須塩原市営住宅条例（平成17年那須塩原市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に入居することができる者」を「の入居者」に、「各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める者（以下「高齢者等」という。）にあっては、第2号から第6号まで）の条件を具備する」を「要件を満たす」に改め、同項第1号に次のただし書を加える。

ただし、配偶者のない単身世帯の者を除く。

第4条第1項第2号を削り、同項第3号イ中「市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである」を「子の養育のために特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項を削る。

第6条の見出しを「（入居の申込み及び入居者資格の審査）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の入居の申込みがあった場合は、当該入居の申込みのあった日から10日以内に第4条に規定する入居者資格を満たしているか等について、別に定める基準により審査をするものとする。この場合において、入居者資格を満たしていないと認める場合は、規則で定めるところにより、当該入居の申込みをした者に対して、申込みを拒む旨を通知するものとする。

第7条第1項中「前条の規定により入居の申込みをした者」を「前条第2項の審査後10日以内に、同条第1項の入居の申込みをした者のうち、第4条に規定する入居者資格を満たしていると認めた者（以下「入居申込者」という。）」に改め、同条第2項中「入居の申込みをした者」を「入居申込者」に改め、「について」の次に「別に定める基準により」を加える。

第8条中「前条」を「前条第2項又は第3項」に、「当該」を「規則で定めるところにより決定の日から7日以内に」に、「、その旨」を「その旨を、入居決定者以外の者（前条第4項の入居補欠者を含む。）に対し入居の不決定」に改める。

第9条第1項中「立て、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第10条中「納付をしないとき」の次に「（第18条第2項の規定により敷金の徴収を猶予しているときを除く。）」を、「ときは、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第12条第1項中「入居期日」の次に「（第18条第2項の規定により敷金の徴収を猶予している者については、市長が別に定める日）」を加える。

第18条中「入居者が災害、病気その他やむを得ない理由により敷金、家賃を納付することが困難であると認めるときは、これら」を「法第16条第5項又は法第19条の規定により、家賃」に、「これらの」を「その」に、「猶予することができる」を「猶予しようとするときは、規則で定めるところにより行うものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、法第19条の規定により、敷金の徴収を猶予しようとするときは、規則で定めるところにより行うものとする。

第24条第2項中「あらかじめ」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第28条第1項に次の1号を加える。

(6) 第18条第2項の規定により敷金の徴収を猶予している入居者が、当該徴収

を猶予している期間の満了日までに敷金を納入しないとき。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第9号

那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号イ中「69, 370人」を「68, 445人」に改め、同号ウ中「37, 755立方メートル」を「37, 549立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第10号

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）第17条の改正規定の前に次のように加える。

第2条中「管理職手当」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第7条の3 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び同条第3項、第5項又は第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあっては、市規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれ

を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額) (次項において「特定額」という。) が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第10条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で」に改め、同号アからホまでを削り、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員に限る。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範

区内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
本則に次の2条を加える。

第8条 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当)

- 第5条の2 第2号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当については、給与
条例第7条の3の規定の例による。

(那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年那須
塩原市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「種類は」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

- 第3条の2 第2種初任給調整手当は、職員の在勤する地域における民間の賃金
の最低基準を考慮し、新たに採用された職員に対して支給する。

第22条第2号中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

附則第1項中「及び第6条」を「、第6条、第8条及び第9条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第11号

那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（令和7年那須塩原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（暫定再任用短時間勤務職員に対する寒冷地手当の支給）

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員であつて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例第2条の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。

議案 第12号

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第13号

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第14号

令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第15号

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第16号

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第17号

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第5号）

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第18号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第5号）

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第19号

令和8年度那須塩原市一般会計予算

令和8年度那須塩原市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第20号

令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第21号

令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第22号

令和8年度那須塩原市介護保険特別会計予算

令和8年度那須塩原市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第23号

令和8年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

令和8年度那須塩原市温泉事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第24号

令和8年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

令和8年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第25号

令和8年度那須塩原市水道事業会計予算

令和8年度那須塩原市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第26号

令和8年度那須塩原市下水道事業会計予算

令和8年度那須塩原市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第27号

財産を支払手段として使用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、財産を支払手段として使用するため、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 支払手段として使用する市有財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在 那須塩原市上横林字原山414番505
- (3) 地目 山林
- (4) 地積 246平方メートル
- (5) 算定価格 562,725円

2 上記財産をもって支払う債務

- (1) 種類 未払共益管理費
- (2) 金額 221,100円

3 相手方 東京都新宿区大久保2丁目18番14号
五大観光株式会社
代表取締役 村田 雪夫

議案 第28号

那須塩原駅周辺まちづくり基本計画の策定について

那須塩原駅周辺まちづくり基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第29号

第2期那須塩原市環境基本計画の改定について

第2期那須塩原市環境基本計画を別冊のとおり改定することについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第30号

大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、次の公の施設の区域外流入について大田原市と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 北那須流域関連那須塩原市公共下水道 |
| 2 流入場所 | 中央2-1処理分区 |
| 3 設置箇所 | 大田原市加治屋83番621 |
| 4 使用条件 | (1) 那須塩原市下水道条例（平成17年那須塩原市条例第191号）及び那須塩原市排水区域外の下水に係る公共下水道の接続使用取扱要綱（令和2年那須塩原市企業管理告示第6号）を遵守すること。
(2) 関係法令に定められた申請に係る書類等は、那須塩原市上下水道部整備課に提出すること。
(3) 下水道使用料は、那須塩原市に納付すること。 |

報告 第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和6年9月那須塩原市議会定例会議において議会の議決を得て締結し、令和7年9月那須塩原市議会定例会議において契約の変更に係る専決処分を報告した大山小学校体育館改築工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額 変更前 594,858,000円
変更後 599,335,000円

報告 第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月15日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年8月15日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償額 1,431,591円

2 和解の内容 相手側車両の損害額は1,431,591円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。

市は、上記損害額を相手側車両の修理先に支払う。

今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。

3 相手方 栃木県下野市〇〇
〇〇 〇〇